

## 中期目標参考資料

### 1 中期目標の期間

\* 地方独立行政法人法第 25 条

設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。

\* 先例の状況

期 間	先 例
4 年	鳥取県
5 年	東京都、岩手県、大阪市

### 2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (1) 技術支援の強化

技術相談

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
個別支援件数	1,042 件	859 件	1,145 件	1,082 件

出典) 産業技術センター調

機器開放

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
開放機種	190 機種	204 機種	199 機種	203 機種
利用実績	1,135 件	2,075 件	2,130 件	2,552 件

出典) 産業技術センター調

依頼試験

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
点 数	2,904 点	2,750 点	3,272 点	1,880 点

出典) 産業技術センター調

受託研究

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
受託研究件数	27 件	14 件	17 件	22 件

出典) 産業技術センター調

技術者養成研修 …… 中小企業の技術者を随時受入れて行う研究開発実務訓練

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
養成者数	15 人	15 人	15 人	13 人

出典) 産業技術センター調

先端技術講習会 …… 先端技術等の基礎理論や応用知識を学ぶ講習会

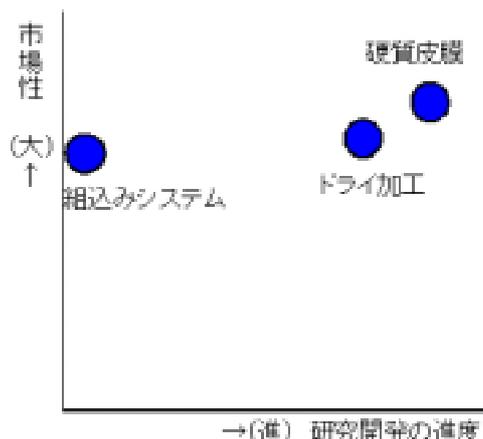
区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
受 講 者 数	63 人	288 人	253 人	276 人
課 程 数	5 課程	13 課程	10 課程	13 課程

出典) 産業技術センター調

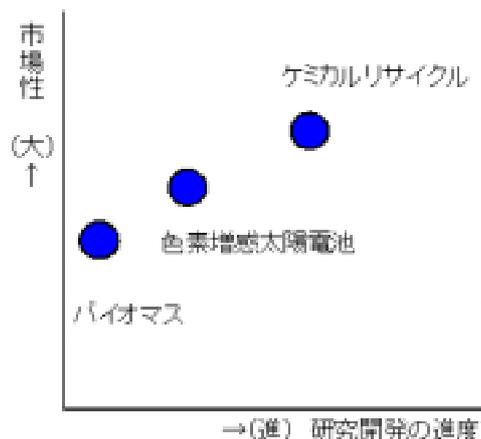
## (2) 研究開発の充実

研究開発の実施状況 (主要なもの)

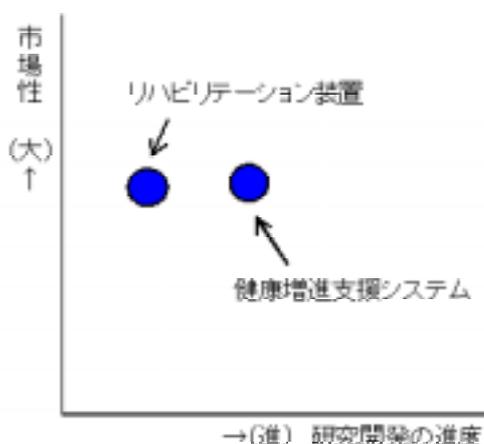
### 【ものづくり】



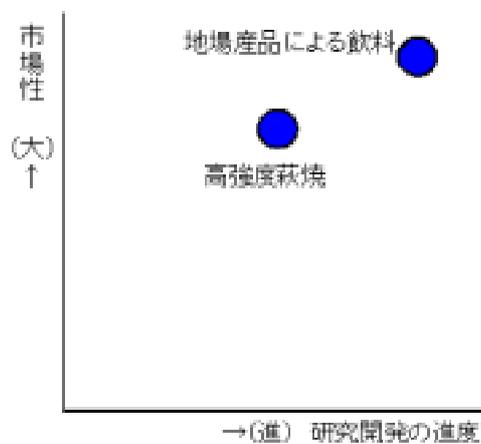
### 【環境・エネルギー】



### 【健康・福祉・医療】



### 【生活文化・食品】



外部の競争的資金の獲得状況

\* 複数年にわたるものは毎年度 1 件として計上

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
センターが主体	1 件	1 件	0 件	1 件
センター以外が主体	3 件	1 件	1 件	2 件

出典) 産業技術センター調

研究成果等の事業化

(累計はH5年以降の累計)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
事業化件数 (累計)	4件 (33件)	8件 (41件)	3件 (44件)	3件 (47件)

出典) 産業技術センター調

知的所有権の取得

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	
特 許 権	特許件数	53件	62件	65件	66件
	うち(出願)	(17)	(18)	(9)	(19)
	(公開)	(17)	(24)	(31)	(29)
	(取得)	(19)	(20)	(25)	(18)
	実施許諾	12件	19件	18件	19件
実施料	2,376千円	1,877千円	2,214千円	3,064千円	
著作権	5件	5件	5件	5件	
実用新案		1件	1件	1件	

出典) 産業技術センター調

(参考) 特許所有件数  
(データ: 18年度時点)

(参考) 研究員1人当たりの特許所有件数  
の全国比較(データ: 18年度時点)

順位	県名	特許 所有件数
1	大阪府	114件
2	北海道	86件
3	宮城県	51件
4	福井県	50件
5	和歌山県	49件
~~~~~		
14	富山県	26件
15	山口県	25件
16	広島県	21件

順位	県名	特許所有件数 (研究員1人当たり)
1	宮城県	0.823件
2	和歌山県	0.817件
3	大阪府	0.786件
4	鹿児島県	0.784件
5	福井県	0.714件
6	長崎県	0.683件
7	山口県	0.610件
8	北海道	0.555件
9	秋田県	0.481件

出典) 公設試験研究機関現況(中小企業基盤整備機構)

注) 1つの都道府県で複数の工業系公設試がある場合は、その合算である。

(3) 産学公連携による企業支援

研究開発事業

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
研究開発件数	61件	47件	48件	56件
うち(単独研究)	(11)	(5)	(4)	(4)
(共同研究)	(17)	(17)	(18)	(22)
(客員研究)	(2)	(3)	(2)	(2)
(企業共同研究)	(4)	(8)	(7)	(6)
(受託研究)	(27)	(14)	(17)	(22)

出典) 産業技術センター調

新事業創造支援センター入居企業（現在 9社 / 12室）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
新入居企業	7社	3社	3社	4社
退居企業		3社	3社	2社
入居企業	7社	7社	7社	9社

出典) 産業技術センター調

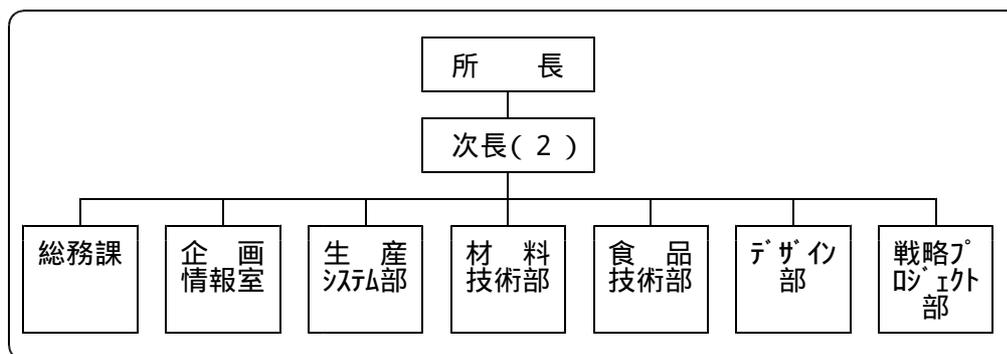
### 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### (1) 運営体制の改善

\* 地方独立行政法人法第3条

地方独立行政法人は、(中略) 適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない  
 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

\* 現状の組織体制



\* 山口県個人情報保護条例第7条

実施機関(注)は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

注) 実施機関には、県が設立した地方独立行政法人が含まれる。

\* 地方独立行政法人法第3条

地方独立行政法人は、この法律の定めるところ(注)によりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

注) 中期計画の公表(第26条第5項)  
 年度計画の公表(第27条第1項)  
 中期目標に係る事業報告書の公表(第29条第1項)

\* 地方独立行政法人法案に対する附帯決議（参議院総務委員会）

三 地方独立行政法人の情報公開に際しては、住民に対し業務状況等を積極的に公開するとともに、その公表方法の改善に努めるよう、必要な措置を講ずること。

\* 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第11条

地方公共団体等（注）は、当該地方公共団体等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

注）地方公共団体等には、地方独立行政法人が含まれる。

\* 国家公務員倫理法第43条

地方公共団体及び特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び特定独立行政法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

\* 公益通報者保護法案に対する国会の附帯決議

いわゆるコンプライアンス（法令遵守）経営についての事業者の取組を積極的に促進すること。

公益通報を受けた事業者は、公益通報者の個人情報の保護に万全を期すよう措置すること。

公益通報を受けた事業者が、通報対象事実についての調査結果及び是正措置等を公益通報者に通知するよう、公益通報受付体制の整備を図ること。

\* 企業行動憲章（抄）（日本経団連）

9 - 4 通常の指揮命令系統から独立した企業倫理ヘルプライン（相談窓口）を整備する。

## (2) 人材育成・人事管理

\* 地方独立行政法人法第51条

特定地方独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

### (3) 事務等の効率化・合理化

\* 地方独立行政法人法第3条

地方独立行政法人は、(中略) 適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない

\* 山口県使用料手数料条例第3条

使用料及び手数料は、(中略) 施設の利用を開始する前又は事務に係る申請をする際納入しなければならない。

使用料及び手数料は、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、(中略) 現金又は山口県証紙条例に定めるところにより納入することができる。

【現状】機器利用・依頼試験の際には、利用者はセンターまで現金を抱えて来て、事前支払いをしなければならない。

\* 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

- 一 物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約のうち、次に掲げるもの
  - イ 電子計算機若しくはその関連装置又は情報通信機器を借り入れる契約
  - ロ イに掲げるもの以外の事務用機器を借り入れる契約
  - ハ 自動車を借り入れる契約
  - ニ 試験、研究、分析又は測定に用いる機器又は装置を借り入れる契約
  - ホ 医療用の機器又は装置を借り入れる契約
  - ヘ イ及びハに掲げる契約により借り入れる物品の保守の業務に関する契約
  - ト プログラムの保守の業務に関する契約
  - チ 複写機の使用に係る契約
  - リ 機械警備業務に係る契約
- 二 4月1日から役務の提供を受ける必要がある契約であって、当該契約の期間が2年度にわたらないもの

上記の限定があることにより、例えば、試験研究機器の保守管理について長期継続契約を結ぶことは不可

## 4 財務内容の改善に関する事項

\* 地方独立行政法人法第3条

地方独立行政法人は、(中略) 適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない

## 5 その他業務運営に関する重要事項

### (1) 施設設備の適切な管理

開放試験研究機器整備の状況（決算ベース）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度
事業費	39,953 千円	34,080 千円	43,934 千円	26,135 千円

出典) 新産業振興課調

多目的ホール、会議室・研修室、情報ステーションの利用状況

	16年度	17年度	18年度	19年度
施設利用（有料）	118 件	125 件	136 件	160 件
利用人数	5,608 人	5,968 人	4,458 人	6,065 人

出典) 産業技術センター調

### (2) 安全管理の推進

\* 労働安全衛生法第 3 条

1 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

\* 労働安全衛生法第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

\* 労働安全衛生法第 22 条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、（中略）等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、（中略）等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

\* 労働安全衛生法第 23 条

事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

\* 労働安全衛生法第24条

事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### (3) 環境負荷の軽減

\* 山口県環境基本条例第6条

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

\* 山口県循環型社会形成推進条例第6条

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに際しては、再生品を使用すること等により循環型社会の形成に自ら努めるとともに、県が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。

\* 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第4条

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。